

事後審査型条件付き一般競争入札の導入について

建設工事・建設関連業務に係る条件付き一般競争入札について、入札参加者の負担軽減と事務の効率化を図るため、平成28年8月1日以降の公告分から「事後審査型条件付き一般競争入札」を導入することといたしました。

1. 「事後審査型条件付き一般競争入札」とは

これまで入札前に実施していた入札参加資格審査を、入札後に行う方式となります。

この場合の資格審査は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を定めている場合にあつては最低制限価格未満の入札をした者を除きます。）（以下「落札候補者」という。）を対象に行い、落札候補者が適格であれば落札者と決定します。

落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、その入札を無効とし、次順位者の資格審査を同様に行うこととなります。

2. 事後審査型の対象となる入札

平成28年8月1日以降に公告する建設工事、建設関連業務（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）に係る条件付き一般競争入札を原則対象とします。

対象となる案件は、公告において、事後審査型条件付き一般競争入札であることを明記します。

なお、総合評価落札方式に係る案件については、従前どおり事前審査方式により行うものとします。

3. その他

落札結果のホームページへの掲載は、落札候補者の資格審査が終了し、落札者が決定してから行います。

4. 入札公告後の流れ

